

三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例（案）

(目的)

第1条 この条例は、パートナーシップ宣誓手続に関し必要な事項を定め、パートナーシップ関係にある者の生活上の支障を軽減し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が多様な性的指向又はジェンダー・アイデンティティをもつ二者間の関係をいう。
- (2) 宣誓 市長に対し、パートナーシップ関係にある者の双方がパートナーシップ関係であることを誓うことをいう。
- (3) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (4) ジェンダー・アイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア パートナーの双方が市内に住所を有していること。
 - イ パートナーの一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ パートナーの双方が3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) パートナーシップ関係にある者であること。
- (4) パートナーの双方がともに婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- (5) パートナーの双方が相手方であるパートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (6) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしていることにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、三鷹市パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓をしようとする者の住民票の写し
 - (2) 宣誓をしようとする者の戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍証明書その他現に婚姻していないことを証する書類であって市長が適當と認めるもの（日本国籍を有しない者にあっては、現に婚姻していないことを証する書類）
- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓の際に、本人であることを証明するための書類を提示しなければならない。
- （通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓において、戸籍上の氏名と併せて社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名を使用する場合は、宣誓の際に、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることを確認できる書類を提示するものとする。

（受理証等の交付）

第6条 市長は、第4条の規定による宣誓がなされたときは、当該宣誓をした者に対し、三鷹市パートナーシップ宣誓受理証（以下「受理証」という。）を交付するものとする。

- 2 第4条の規定による宣誓をした者が第3条第2号のイ又はウのいずれかに該当するものであるときは、市長は、受理証に代えて三鷹市パートナーシップ宣誓受付票（以下「受付票」という。）を交付するものとし、その者が宣誓をした日以後3月以内に当該受付票及び市内に転入したことが確認できる書類を提出したときは、受付票と引換えに受理証を交付するものとする。

- 3 市長は、第1項及び前項の規定により宣誓がなされたときは、その内容を審査し、受理証又は受付票（以下「受理証等」という。）の交付の可否を決定する。

- 4 前条第1項の規定により、宣誓をしようとする者が宣誓において通称名を使用したときは、市長は、当該通称名と当該通称名を使用した者の本名を受理証等に併記するものとする。

（変更の届出）

第7条 前条の規定による受理証等の交付を受けた者は、第9条第1項第1号から第3号までに掲げる場合を除き、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、三鷹市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（以下「変更届」という。）に、変更内容が確認できる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届出がなされた場合において、前条の規定により交付した受理証等の記載事項に変更があったときは、受理証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は当該受理証等を返還し、新たな受理証等の交付を受けるものとする。

- 3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による変更の届出について準用する。

- 4 第1項から第3項までの規定は、当該変更があった以後の変更の届出においても、同様とする。

（受理証等の再交付）

第8条 受領者は、受理証等の紛失、毀損又は汚損等により受理証等の再交付を希望すると

きは、三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を市長に申請することにより、受理証等の再交付を受けることができる。

2 前項の場合において、受理証等の毀損又は汚損を理由として再交付を申請する場合は、再交付申請書に当該受理証等を添付しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による受理証等の再交付申請について準用する。
(受理証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等返還届に受理証等を添えて、これを市長に返還しなければならない。

- (1) パートナーシップ関係を解消したとき。
- (2) 第3条で定める宣誓をすることができる者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) パートナーの一方が死亡したとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による受理証等の返還について準用する。
(受理証等の取消し等)

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証等を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、受理証等の交付を受けたとき。
- (2) 受理証等を改ざんし、又は不正に使用したとき。
- (3) 受付票の交付の日から3月以内に転入しなかったとき。

2 市長は、前項の規定により受理証等を取り消したときは、その旨を受領者に通知し、受理証等の返還を求めるとともに、返還されるまでの間は、取り消した受理証等の交付番号を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。